

(書式 1 - 4 - 2 5)

特定の親族を信託受益者とする遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

遺言者は、次のとおり信託する。

- 1 信託の目的 生活資金の給付（有料老人ホームの管理費、医療費を含む。）
- 2 受託者 〇〇信託銀行株式会社（〇〇支店扱い）
- 3 受益者 妻〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）
- 4 信託元本 金〇〇〇万円也
- 5 信託期間受託者が信託を受けた日以降〇〇年間。なお、受益者に異議がないときは、信託期間満了後、信託期間を5年間延長し、その後も同様な取扱いとする。
- 6 信託元本の運用 合同運用指定金銭信託
- 7 給付 信託を受けた日から〇カ月を経過した日以降、受託者は毎月金〇〇万円を毎月末日までに受益者の指定する口座に振込んで支払う。
- 8 信託終了の際の権利帰属者 受益者。受益者死亡の場合は、その相続人
- 9 その他 受託者の信託約款に従う。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

信託は、委託者が受託者に対して財産権の移転その他の処分をし、受託者に信託の目的に従い財産の管理又は処分をさせもので、遺言による信託が認められている（信託法第1条、第2条）。

受託者として指定された者には信託を引き受ける義務はないので、事前に受託者と協議しておくのが相当である。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所